

# 吹田市子供食堂等運営事業補助金 申請の手引き

吹田市児童部子育て政策室

令和8年6月策定

## 目次

1 概要 .....	1
(1) 補助金の趣旨 .....	1
(2) 補助対象者 .....	1
(3) 補助事業 .....	1
(4) 補助の対象となる条件 .....	2
(5) 補助金額 .....	3
(6) 補助対象経費 .....	3
2 申請手続き .....	4
(1) 申請の流れ .....	4
(2) 交付申請手続 .....	5
(3) 実績報告 .....	6
(4) 請求書の提出 .....	7
3 その他注意事項 .....	8
(1)吹田市子供食堂等運営事業補助金交付要領等の遵守 .....	8
(2)現地調査等 .....	8

# 1 概要

## (1) 補助金の趣旨

吹田市では、子供たちが安心して過ごせる「子供の居場所づくり」を進めています。

本補助金は、市内で子供の居場所となりうる子供食堂や子供学習支援教室を運営する団体を支援することを目的としています。

《子供食堂と子供学習支援教室について》

明確な定義はありませんが、本市での位置付けは以下のとおりです。

### 【子供食堂】

無料又は低額で子供に対して食事を提供する団体

### 【子供学習支援教室】

無料又は低額で学習環境を提供し、子供の学習習慣の定着や自主学習の支援、助言等を行う団体

## (2) 補助対象者

市内で子供たちが安心して過ごせる居場所として子供食堂又は子供学習支援教室を運営するために、組織及び運営等に関する事項を会則、規則等により定める 4名以上で運営する団体を補助対象とします。

## (3) 補助事業

市内で、子供食堂や子供学習支援教室を運営する事業。

ただし、同一団体<sup>1</sup>が同一小学校区内で複数の子供食堂等を運営する場合は補助対象となりません。

---

<sup>1</sup> 他の補助対象団体と実質的に同一団体であると認められる場合も含まれます。

#### (4) 補助の対象となる条件

補助対象となる事業は、子供の居場所として、無料・低額で子供に食事や学習環境を提供する事業で以下の要件を満たすものとします。

##### ア 共通要件

- 無料又は低額で食事又は学習環境を提供すること。
- 原則として、毎月1回以上行うこと。
- 本補助金の交付を受けた日から1年以上継続して行うこと。
- 子供食堂等の間の連携強化に関する市の取組に協力すること。
- 子供の様子を見守り、必要に応じて支援機関につなげること。
- おおむね10人以上の子供が同時に食事又は学習環境の提供を受けることができるよう、場所の確保等の策を講じること。
- 参加した子供の名簿管理を行うこと。
- 申請した年度内に補助対象事業を行うこと。
- 責任者（子供食堂にあっては、食品衛生責任者養成講習会を受講している（又はそれと同等以上の資格を有する）責任者）を1名以上配置し、公衆衛生に関する各種法令を遵守するとともに、参加する子供の安全を確保すること。
- 活動に対する保険に加入すること。
- 政治的・宗教的な活動を行わないこと。
- 営利的な活動を行わないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- 市のホームページ等において活動の内容、場所、時間、連絡先等を公開することに同意すること。

##### イ 子供食堂の要件

アの共通要件に加えて、以下の要件を満たすものとします。

- 1回あたりの提供時間がおおむね **1時間以上** であること。
- お菓子やジュースのみを食事として提供していないこと。

##### ウ 子供学習支援教室の要件

アの共通要件に加えて、以下の要件を満たすものとします。

- 1回あたりの提供時間がおおむね **2時間以上** であること。

(5) 補助金額

① 開設整備経費

20万円を上限として交付（1団体につき1回限り）

② 活動経費

1万円×開催回数または24万円のうち、いずれか低い方の金額を上限として交付

(6) 補助対象経費

当該年度の子供食堂等の開設や運営のために支出した以下の経費

原則4月から最終開催日までに支出した経費が対象となります。

※開設整備費用については3月末日支出したのも対象経費となります。

① 環境整備費

経費費目	主な内容
工事費 修繕費	建物の修繕又は改修（実施に必要な修繕又は改修に限る。）に係る費用
備品購入費	事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費 例）机、椅子、冷蔵庫、調理器具等 ※社会通念上著しく高価な物品（高級な家具等）は対象となりません。
受講料	食品衛生責任者養成講習会の受講料（運営経費として計上いただくことも可能です。）
その他	子供食堂や学習支援教室の環境整備に必要と認められるもの 例）食器、学習教材、レクリエーション用具等

② 運営活動費

経費費目	主な内容
食糧費	子供食堂や学習支援教室で提供するための食材費 ※アルコール飲料等の明らかに子供が摂取できないものは対象となりません。

消耗品費	食器、学習教材、レクリエーション用具、感染対策物品等
ボランティアへの謝礼金	ボランティアや講師への謝礼金 ※運営団体構成員への謝礼金（人件費）は対象となりません。
光熱水費	実施施設の光熱水費 ※助成対象事業の金額が明確でない場合、開催時間で按分する等の方法で算出してください。
保険料	ボランティアや利用者のケガや賠償責任に対する保険料
印刷費	チラシ、ポスター作製に伴う広告宣伝費
受講料	食品衛生責任者養成講習会の受講料
賃借料 会場借上料	活動に利用する会場等の賃料や使用料 例) レンタルスペースで活動する場合の使用料 ※自宅や他事業で利用している事務所の賃料等は対象外。

※消耗品費とは、価格（単価）が税込 30,000 円未満のものをいいます。

### 注意事項

- ・他の公共団体や公共的団体の補助金等の交付を受けている経費は対象外となります。

## 2 申請手続き

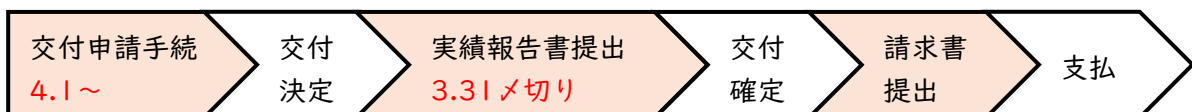
補助制度の利用を検討している場合は、必要書類を準備し以下の手順で手続きを進めてください。なお、窓口での手続き以外に、メールでの手続きも可能です。[kosodatesien@city.suita.osaka.jp](mailto:kosodatesien@city.suita.osaka.jp) に必要書類を送付ください。

※申請時に直接窓口での手続きをお願いする場合がございます。

申請書様式や運営計画書等のひな形は吹田市ホームページからダウンロードできます。



### (1) 申請の流れ



## (2) 交付申請手続

### ① 事前協議

補助制度の利用を検討している場合は、以下の必要書類を作成し、子育て政策室へ御提出ください。実施方法等の確認させていただきます。

必要書類	
1	運営計画書
2	収支予算書
3	運営団体の会則、規約等
4	役員名簿

※収支予算書には利用料や補助金経費を充てるもののみ記載してください。

※p.3～4で例示された物品以外の購入を検討されている場合は、必ず収支予算書等に記載のうえ事前協議をおこなってください。

例示された物品のみ購入する場合も経費費目は必ず記載してください。

※他の補助金等を収入として記載している場合は、当該補助金の申請書等の関係書類も提出してください。

### ② 交付申請書の提出

事前協議の終了後、交付申請書と協議内容を踏まえた必要書類を子育て政策室に提出してください。

必要書類	
1	吹田市子供食堂等運営事業補助金交付申請書（様式第1号）
2	運営計画書
3	収支予算書
4	運営団体の会則、規約等
5	役員名簿

### ③ 変更交付申請手続

交付決定通知を受けた後で、補助金額の増額を希望する際は手続きが必要となります。

また、交付決定時に記載している以外の物品を補助対象経費としたい場合も、必ず事前に子育て政策室に相談してください。

内容によっては、変更交付申請手続が必要となります。

### (3) 実績報告

#### ① 必要書類

事業終了後、年度末までに実績報告書や収支決算書等の必要書類を子育て政策室に提出してください。運営報告書や収支決算書は市ホームページにひな形があります。

必要書類	
1	吹田市子供食堂等運営事業実績報告書（様式第6号）
2	運営報告書
3	収支決算書
4	補助対象経費の支払を証する書類（レシート等）

#### ② 補助対象経費の支払を証する書類について

商品を購入した際のレシート等が必要となります。なお、提出に際しては次の点に注意してください。

- ・補助事業対象外の経費が含まれているレシート等は原則認められません。
- ・インターネット通販等の注文書や請求書は支払いの証明になりません。
- ・光熱水費等を日割り計算で計上する際、小数点以下切り捨てとなります。
- ・ボランティア謝礼の領収書には、支給金額と従事時間の記載をお願いします。

【次の掲げる経費は補助の対象外となります】

- ・レシートや領収書のないもの
- ・宛名書き、但し書きのない領収書

**※宛名書き、但書きの購入者による記入は認められません、必ず購入店舗にて担当者に記入を依頼してください。**

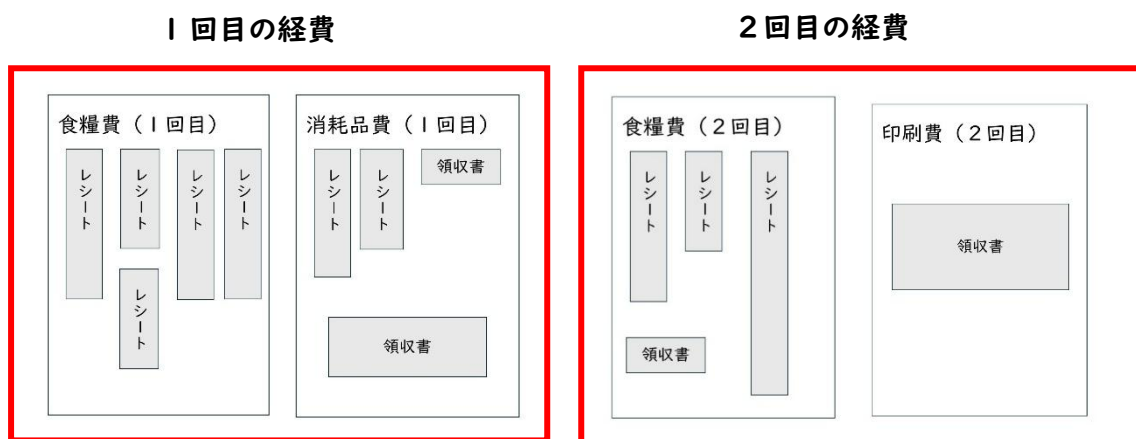
**※但し書きは購入した費目がはっきりとわかるよう記載されたものに限ります。わかりにくい場合は、補足資料として納品書等のコピーを添付してください。**

- ・金額や購入品目が判別できない領収書やレシート
- ・他の補助金（他自治体や企業等も含む）の交付を受けている経費
- ・対象経費の振込手数料
- ・年度末の最終開催日以降に購入した活動経費（次年度の準備経費）

### ③ 運営活動費のレシート等の提出方法

運営活動費のレシート等を提出する場合、開催日別及び経費費目別に分けて台紙（A4 コピー用紙）等に貼付けるか、まとめてコピーしたものを提出してください。（環境整備費は実績報告書の実施内容の順序のとおり添付して提出してください。）

【イメージ】



※1枚のレシートに複数の費目が記載されている場合は、レシートをコピーし各費目の台紙に貼付け、対象の品目にマーカーを付ける等、わかりやすくしてください。

**購入時は、食糧費や消耗品費等の費目毎に会計し、レシートを分けていただきますと作業が進めやすいです。**

※レシート等の品目や但し書きのみで内容がわからないものは、台紙の余白に具体的な内容を補記するか、補足資料を添付してください。

※レシート等の原本は、補助対象事業完了後10年間の保管が必要です。

#### (4) 請求書の提出

実績報告書の確認が終了したのち、請求書の提出してください。

必要書類	
1	吹田市子供食堂等運営事業補助金交付請求書（様式第8号）

請求には団体名義の口座が必要です。

銀行口座開設には時間がかかる場合があります。あらかじめ御準備ください。

請求書提出後、吹田市より指定の口座に入金します。

### 3 その他注意事項

#### (1) 吹田市子供食堂等運営事業補助金交付要領等の遵守

事業の実施に当たっては、「吹田市子供食堂等運営事業補助金交付要領」や本手引きの規定を遵守し、事務手続きを進めてください。

要領に違反した場合は、交付決定の取消しや既に交付した補助金の返還が必要となる場合があります。

#### (2) 現地調査等

補助金の適切な執行のため、必要がある場合には各団体に対して実施状況への現地調査等を行う場合があります。

### 3 よくある質問

補助金全般について	
Q1 補助金を事業開始前に受け取ることはできますか。	事業完了後の実績払いとなるため、事前にお渡しすることはできません。
Q2 活動開始後に補助金申請をしても遡って補助対象となりますか。	申請日の含む年度の4月1日から3月31日までに開催した事業が補助対象となります。年度内であれば遡って対象となりますが、前年度以前に遡ることはできません。
Q3 当初の申請額よりも実績額が上回った場合も補助対象となりますか。	交付決定通知額が上限となります。決定額を上回る場合は、事前に市に相談してください。
Q4 10人以上の子供が同時に食事又は学習環境の提供できる場所を確保しているが、実際の最低参加人数の制限はありますか。	実施状況は各団体で異なるため、最低参加人数の定めはありません。ただし、地域やSNS等で広く周知を行い、子供の居場所として開催できるよう努めてください。
Q5 補助金の振込先は、代表の個人口座でも良いですか。	個人のお金と団体のお金の混同を防ぐため、必ず団体名義の口座を用意してください。
補助対象について	
Q7 領収書等に記載漏れがある場合や紛失した場合も対象になりますか。	記載漏れがある場合は対象となりません。紛失した場合も実績確認ができないため、対象となりません。
Q8 お弁当を提供する場合は補助対象になりますか。	提供時間等の要件を満たした子供の居場所を提供している場合は対象となります。ただし、持ち帰りを前提とする場合やフードパントリーは助成対象とはなりません。
Q9	費用弁償で支払う場合は、個人毎に

<p>ボランティアに交通費を支払う場合も対象となりますか。</p>	<p>交通費の確認が必要となります。領収書の他に、各個人の住所や交通経路がわかるものを提出してください。</p> <p>※上記の方法は事務が煩雑になってしまうため、団体の規約等でボランティア謝礼額を決めておき、一律に支払うことをおすすめします。</p>
<p>Q10 団体の構成員への謝礼も対象になりますか。</p>	<p>団体構成員への謝礼は人件費と見なすため、対象となりません。</p>
<p>Q11 補助金でパソコンやプリンターを購入することはできますか。</p>	<p>パソコンやプリンターは汎用性が高く、補助対象事業以外での利用が見込まれることから対象外です。</p>
<p>Q12 ポイントやクーポンでの支払った場合も補助対象となりますか。</p>	<p>ポイント等での支払った金額は補助対象となりません。</p>
<p>Q13 玩具は対象になりますか。</p>	<p>知育玩具に限り、子供の持つ好奇心や遊びに対する興味を刺激することで、知能の発達や心の成長を促す目的であることから対象としています。購入する物品が対象となるかは事前に御相談ください。</p> <p>知育玩具の例： オセロ、トランプ、ボードゲーム、けん玉等の運動系の玩具</p>
<p>Q14 子供に渡す玩具やお菓子、フードパントリーの食料品は対象になりますか。</p>	<p>本事業は、子供の居場所づくりのための補助事業となります。</p> <p>このため、子供食堂や子供学習支援教室で利用するものが対象となり、子供に譲渡するものや単に持ち帰っ</p>

	<p>てもらう食材（フードパントリー）等は対象外となります。</p> <p>※補助対象経費にはなりません、団体の資金で実施いただく場合は問題ありません。</p>
<p>Q15 子供が工作に使う材料費は対象になりますか。</p>	<p>材料費は対象となります。</p> <p>しかし、材料として購入した物品と工作物を確認させていただく場合がございますので、経過等が分かる様子を撮影いただき、写真等を必ず御準備いただきますようお願いいたします。</p>